

令和8年11月12日(木)入札
整理番号 7

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年10月9日

北海道宗谷総合振興局長

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 枝幸音威子府線 局部改良（防護柵）工事（地道債）（補正）
- (2) 工事場所 枝幸町
- (3) 工事期間 本工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から令和9年3月10日までの期間内で、落札者が申し出た期間を工期とする。
- (4) 工事概要 ・工事延長 L=180m
防護柵工がードケーブルL=180m
- (5) 分別解体等の実施の義務付け
本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。
- (6) AI活用試行工事
この工事は、受注者の提案によるAI技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事である。
受注者は契約後、当該工事において、AI技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。
この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。
- (7) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事
本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の試行対象工事である。受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、協議が整った場合に試行を実施するものとする。
- (8) 北海道インフラゼロカーボン試行工事
本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。
- (9) 週休2日工事
本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。受注者は契約後、完全週休2日及び月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日及び月単位の週休2日に取り組む希望工事である。
なお、完全週休2日及び月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。
- (10) 設計変更重視型発注方式
本工事は、契約対象の一部の工種、単価、歩掛及び数量を概略化することなどにより、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型入札方式」の試行工事である。
「設計変更重視型発注方式」の試行工事において、入札参加資格者等から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認しその影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点で修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加資格者等に通知する。
なお、支出負担行為担当者自らが設計図書の誤り等を発見した場合も、その影響が軽微であれば修正を行わずに、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行うこととする。詳細は特記仕様書を参照すること。
- (11) 本業務は、（一財）北海道建設技術センターが運用する「建設書類管理システム」（以下、「システム」という。）を用いた、受発注者間の通知、報告等を電子化する「建設書類管理システム試行業務」である。
- (12) 労務費ダンピング調査の実施
本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、支出負担行為担当者からその理由の確認を行うため、書面により理由書を提出すること。
なお、理由の回答を拒んだ場合には、合理的な回答が得られなかったこととし、建設Gメンへ通報を行います。
- (13) その他
本工事の工事期間及び工事概要については、おおむねの数量等を基に積算しており、公告開始時点での予定である。

2 電子入札等に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出することで紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
- (5) 本工事の契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁的記録で行うこと（以下「電子契約」という。）ができる。
- (6) 電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。
- (7) その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

- ア 発注工事に対応する令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ 北海道における一般土木工事の競争入札参加資格がB等級に格付されていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- キ 宗谷総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 過去15年間（平成23年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- ケ 次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第26条の5第1項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

- (ア) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
 - (イ) 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- コ 上記ケただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ア)又は(イ)の要件及び(ウ)から(イ)の要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
 - a 本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - b 本工事現場と他の工事現場との間（以下「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - c 入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
 - d 本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を1年以上有する者であること。
 - e 本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。
 - f 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
 - (a) 建設業者の名称及び所在地
 - (b) 監理技術者等の氏名
 - (c) 監理技術者等の1日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容（建設業法別表第一上欄に掲げる建設工事の種類）
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 工事現場間の移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - g 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - h 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

- (イ) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
- a 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
 - b 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。
 - c 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
 - d 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - e 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - f 監理技術者が兼務できる工事は稚内建設管理部管内の工事でなければならない。
- (ロ) 同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- (ハ) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- サ 上記ケただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ア)から(ウ)の要件のいずれかを満たしていること。
- (ア) 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。
- a 特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 兼務する工事の数は、1を超えないこと。
 - c 本工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - d 営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - e 入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。
 - f 本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を1年以上有する者であること。
 - g 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
 - h 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。
 - (a) 建設業者の名称及び所在地
 - (b) 営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称
 - (c) 営業所技術者等の1日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容（建設業法別表第一上欄に掲げる建設工事の種類）
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 営業所から本工事現場への移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - i 営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - j 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - k 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - l 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
- (イ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。
- a 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - c 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - d 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (ロ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記(イ)の場合以外）は、上記(ア)の要件を全て満たすこと。
- シ 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合であっても、上記コ(ア)から(ウ)の併用はできない。
- ス 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- セ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

- ソ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、セ及びソにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(i) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(g) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(i)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、北海道における一般土木工事の競争入札参加資格がB等級に格付されており、かつ、(1)のイ及びスの要件を全て満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからシまで、セ及びソの要件を全て満たしていること。また、(1)のクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケからサの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 構成員の組合せは、北海道における一般土木工事の競争入札参加資格の格付がB等級又はC等級に属する者で同一等級若しくは直近等級との組合せであること。

キ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加するものでないこと。

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

(1) 申請書

ア 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に(2)の書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

イ 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)のイからオの書類を添付して紙により提出しなければならない。

ウ (2)の該当書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似工事施工実績調書

ウ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに経常建設共同企業体協定書及び経常建設共同企業体付属協定書の写し）

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

オ 契約締結予定日において有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）

(3) 提出期間等

ア 電子入札システムによる提出期間

令和8年10月9日(金)午前9時から令和8年10月19日(月)午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

イ 紙による提出期間等

(7) 令和8年10月9日(金)から令和8年10月19日(月)の(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(i) 提出場所

北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課

(g) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

- (4) その他
ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ 提出された資料は、返却しない。
ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
エ 資料提出後の再提出は認めない。
- 5 入札参加資格の審査
この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年10月27日（火）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。
- 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和8年11月4日（水）までに電子入札システム又は書面により説明を求めることができる。
なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。
北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課
(2) 理由の説明は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システム又は書面により回答する。
- 7 契約条項を示す場所
北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課
- 8 入札書の提出方法等
(1) 入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。
なお、再度入札の場合においても同様とする。
(2) 入札書の提出期間等
令和8年11月9日（月）9時00分から令和8年11月11日（水）15時00分まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(5)の開札場所へ(6)の開札日時に持参すること。
なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「〇〇工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。
(3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。
なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。
(4) 本工事は、電子契約の対象工事であるため、初度の入札書提出時に契約に関する申出書の電子ファイルを添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、契約に関する申出書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付すること。なお、持参の場合は落札者となったときに、提出すること。
(5) 開札場所
北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局3階4号会議室
(6) 開札日時
令和8年11月12日（木）9時30分
- 9 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
(2) 契約保証金
契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。
また、契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 10 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項
制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。
(1) 交付期間
令和8年10月9日（金）から令和8年10月19日（月）の（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和8年10月9日（金）午前9時から令和8年10月19日（月）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。
(2) 交付場所
北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。
「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）
(3) 交付方法
直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。
(4) 費用
無料とする。
- 11 送付による入札
認める。ただし、電子メールまたはファクシミリによるものは受け付けない。
なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

12 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

13 落札者と契約を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

14 契約書作成の要否

必要とする。

なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合、落札者は、電子契約に承諾したものとみなす。

15 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

16 図面、仕様書等（以下「設計図面等」という。）の閲覧等

- (1) 設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧ができる。

ア 閲覧期間

令和8年10月27日(火)から令和8年11月11日(水)まで（システムが運用していない時間を除く。）

イ 公開場所

「建設部見積用参考資料等提供システム（Q u M a O S）

<https://www.qumaos-hokkaido.jp/qumaos/>」（北海道のホームページにリンク）

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和8年10月27日(火)から令和8年11月2日(月)の（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号 097-8558

北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課

- (3) 質問に対する回答は、令和8年11月11日(水)までに書面により回答するものとし次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年10月27日(火)から令和8年11月11日(水)の（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は令和8年10月27日(火)から令和8年11月11日(水)まで。

イ 閲覧場所

北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課

ウ インターネットによる閲覧

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（その他の公開情報）

17 支払条件

- (1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

- (2) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

- (3) 部分払

部分払は行わない。

18 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

- (4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (6) 入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札参加する者は、申請書等受付締切日（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後3時までに、紙参加届出書（北海道電子入札運用基準紙様式3）を提出しなければならない。

なお、書面は、次の提出先に持参又は送付すること。

北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課

- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課(電話番号0162-33-3714)

イ 所在地 北海道稚内市末広4丁目2番27号

- (8) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は、公開する。
- (10) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (11) 閲覧に供する図面、仕様書等については、全て電子データとなり、紙による閲覧用資料はないので留意すること。
なお、閲覧に供した電子データのうち、特記仕様書・位置図・設計図・工事数量総括表・設計計算書・参考図・数量算出書について、落札者においては契約図書となるので、これらの電子データを必ず取得するとともに保存すること。
- (12) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (13) 公告の内容に関し不明な点は、北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課（電話番号 0162-33-3714）に照会すること。

【入札の公告別記説明】

「1 入札に付する事項」、「3 入札に参加する者に必要な資格」、「4 競争参加資格確認申請書等の提出期限等」の説明

1の(3)

この工事はフレックス工期制による工事のため、次のことに留意してください。

- ア 落札者は、契約までの間に「様式1」により実工期の申出をしてください。
- イ 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とします。
- ウ 前金払を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。
- エ 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当総合振興局の責任において行います。
- オ 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。ただし、工事着手以外の工事のための資機材の発注、労務者確保等の準備行為は、受注者の責により行うことができます。
- カ 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しません。

3の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業です。

3の(1)のカ

一般建設業者が下請代金の額（その工事に係る下請金額が複数あるときは下請代金の額の総額）が4,500万円以上（建築工事の場合は7,000万円以上）となる下請契約を締結することは、建設業法違反となるので注意すること。

3の(1)のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、
NO55.防護柵・防止柵工（新設または補修）[L=90m以上]の工事です。

3の(1)のケからサ

- (ア) 国家資格を有する主任技術者とは、1級若しくは2級土木施工管理技士、1級若しくは2級建設機械施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者です。
また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。
ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が1級の資格を有する者を配置した場合には、その他の構成員については、2級土木施工管理技士（種別を土木に限る。）又は2級建設機械施工管理技士を主任技術者とすることが出来ます。
- (イ) 監理技術者は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門）の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同項イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。
- (ウ) 監理技術者補佐は、(イ)の要件を満たす者又は1級土木施工管理技士補以上若しくは1級建設機械施工管理技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

3の(1)のセ

本工事に係る設計業務等の受託者は、
北陽測量設計（株）です。

4の(2)のウ

類似工事施工実績に係る申請書に添付する契約書及び設計図書については、次のことに留意してください。

1 契約書

- (1) 契約変更がない場合
当初の契約書（写）
- (2) 契約変更がある場合
当初の契約書（写）及び変更契約書（写）

2 設計書

- (1) 設計変更がない場合
当初の設計書の次の部分の写し
ア 設計書表紙（施工年度、工事名の確認）
イ 類似工事施工実績の条件を満たしていることが確認できる部分
- (2) 設計変更がある場合
最終の変更設計書の次の部分の写し
ア 設計書表紙（施工年度、工事名の確認）
イ 類似工事施工実績の条件を満たしていることが確認できる部分
※概数で発注された工事は、設計変更の有無を十分確認すること。